

第3章

緑輝くうるおいのまち

第1節 バランスある土地利用の推進

現況と課題

本市は、西部地域に荒川が流れ、雑木林等、魅力ある豊かな自然を残し、交通網として都心に通じるJR高崎線、国道17号及び中山道が市内を縦断しており、また首都圏40kmから45kmに位置する地理的利便性から、住宅都市として発展してきた経緯を持っています。

今後もこの自然と共存した豊かな住宅都市としての基盤を維持するためには、近年の人口減少、少子高齢化の急速な進展、環境に対する意識の高まり等社会経済情勢等の変化に対応するとともに、地区計画・建築協定や北本市まちづくり条例等を活用し、既存の住宅地の保全や環境整備を図り、市街化区域と市街化調整区域との調和に配慮し、快適で魅力ある住環境を創出することが必要です。

また、北本駅周辺等の商業地における商業・サービスの機能の拡充・活性化や新駅設置予定周辺の整備、農地・緑地の保全等土地利用を巡る課題に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の桶川北本インターチェンジや桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域は、新たな産業集積地としての潜在能力が高まることから、計画的な企業誘致を図る必要があります。

基本方針

長期的な都市づくりの基本方針である都市マスタープランと整合性を図りながら、本市の特性である緑の環境のなかで、快適な住宅地を形成していくとともに、まちの活力を生む商業地、業務地の整備、圏央道の桶川北本インターチェンジや桶川インターチェンジ（仮称）周辺地域の最大限の活用を図り、バランスのある土地利用の形成を目指します。

主要施策

1 都市マスタープランに基づく都市づくりの推進

都市マスタープランに基づき、コンパクトシティの考えに立ち、質の高い都市づくりを推進します。

2 道路整備計画の策定

「第4章 第2節 道路・交通体系の整備」に掲載

3 計画的な土地利用の推進

(1) 住宅地の整備

良好な住宅の供給や住環境の維持、形成のため、土地区画整理事業や地区計画制度等により、既成市街地や新市街地において、緑豊かで質の高い住宅地を計画的に整備します。

(2) 商業・業務地等の整備

駅周辺は、引き続き商業・業務地の集積を行います。また、駅前広場の利便性の向上を図ります。

新駅予定地周辺については、民間活力を導入した商業施設の集積を図ります。

国道17号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

(3) 高度地区等の指定

高度地区や地区計画制度等により、良好な市街地の維持や土地利用の増進を図ります。

(4) 産業集積地

圏央道と上尾道路の事業効果を活かして、圏央道桶川北本インターチェンジ及び桶川インターチェンジ（仮称）の周辺地域を複合的な開発地とし、また、宮内地区の工業地及び深井地区の土地利用誘導地の範囲を広げ、企業誘致を図ります。

4 緑地の保全

(1) 農地の保全

都市型農業の振興、農業基盤の整備を促進し、優良農地を保全するとともに、自然とのふれあいの場の整備を図ります。

(2) 緑地の保全

市民にうるおいとやすらぎを与える空間として、緑地の保全・活用に努めます。

第2節 豊かな住環境と都市景観の形成

現況と課題

本市の市街地は、民間の大規模開発や土地区画整理事業、地区計画等により計画的に市街地が誘導された区域と、急激な都市化の進展により無秩序に形成された区域があります。また、市街化の進行は、近年沈静化していますが、一部の民間開発等による住宅地の供給が見られます。

本市では、平成14年度に開発許可権限の移譲を受け、本市の実情にあった開発指導が可能になりましたが、豊かな住環境を形成するためには、各種都市計画、土地区画整理、地区計画、建築協定等の制度を積極的に活用する必要があります。

近年人々の意識は、身近な生活環境や自然、歴史も含め、地域の文化や個性を求める方向に変わりつつあります。平成17年6月には、景観法が全面施行され、今後ますます都市景観の形成が重要とされることから、一層景観に配慮したまちづくりに努める必要があります。

また、都市基盤整備を進めると同時に、住環境の整備・改善も地域や市民の視点で、あらゆる手法を用いてより良いまちづくりに努める必要があります。

基本方針

用途地域のみならず、土地区画整理事業による基盤整備や、地区計画、建築協定等によるきめ細かなルール作りや開発指導、建築指導等を行い、まちの歴史や緑豊かな北本らしさを活かした豊かな住環境の形成、更には良い都市イメージを与えられるような良好な都市景観の形成を推進します。

主要施策

1 緑豊かな住環境の形成

(1) 総合的な住宅政策の展開

住宅政策の根本となる住生活基本法の主旨を踏まえ、少子高齢化の進展や経済社会環境の変化により、住宅を取り巻く環境の変化に対応した、施策の展開に努めます。

(2) 建築協定・緑地協定の促進

地域の特徴を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、住民が自らルールを定め実践できるよう啓発に努めます。

(3) 地区計画制度の活用

それぞれの地区の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るため、地区計画制度の導入を検討します。

(4) まちづくり条例の活用

市民参加によるまちづくりの推進や市民と市が一体となった安全で快適な生活環境をつくるため、まちづくり条例の活用を推進します。

(5) 都市と田園が共生するまちづくり

一定の公共施設等が整備され、農業施策上支障のない市街化調整区域^{*1}については、都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定の方向性を検討します。

(6) 安全・快適な住まいづくりの推進

住宅の耐震性向上のための支援や適切な建築指導に努めます。

2 都市景観の形成

(1) 魅力的な公共空間の整備

美しい街並を形成するため、道路・公園等の公共施設の景観に配慮し、民間の開発等においても景観に配慮するよう誘導します。

(2) 中山道地域の景観まちづくりの推進

中山道の歴史と文化を活かした景観に配慮した街並づくりを推進します。

(3) 良好な都市景観の啓発活動

地区の実情にあった良好な景観形成を進めるため、市民の意識を深める啓発活動に努めます。

(4) 良好な都市景観の誘導

地区計画制度等の活用により、地区ごとに特色ある良好な都市景観の誘導を図るとともに、景観行政団体の指定について検討します。

3 開発・建築行政との連携

開発・建築指導行政、農林行政、福祉行政、環境行政との連携の強化を図り、総合振興計画に即した住みよい地域づくりに努めます。

*1 都市計画法第 34 条第 11 号の区域指定

平成 12 年の都市計画法改正により、市街化調整区域におけるコミュニティの維持・再生のために、地域の実情に応じて一定の要件を満たす区域を指定することにより、自己用一戸建住宅等の建築が可能となる制度。

第3節 資源循環型の環境にやさしいまちづくり

現況と課題

本市は、環境基本条例及び環境基本計画を策定するとともに、地球温暖化対策実行計画やグリーン購入^{*1}推進ガイドラインを策定し、温室効果ガスの削減や環境配慮商品の購入の推進に率先的に取り組んでおり、これらの計画や施策を ISO14001 の規格に基づく環境マネジメントシステムにより、継続的に進行管理しています。

また、生活環境の保全については、自治会による環境美化運動や空き地環境保全に関する条例等による指導、不法投棄防止パトロールの実施等に努めていますが、市街地の空き地や山林等への不法投棄が後を絶たず、市民参加による解決に向けた取組みを進める必要があります。

ごみ処理については、法的整備が進み、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を果たす新しいごみ処理体制の構築が求められています。

また、し尿処理については、公共下水道の普及に伴い、鴻巣市、久喜市、吉見町及び本市で構成する北本地区衛生組合での処理量は年々減少しています。今後、市街化調整区域については、合併浄化槽への転換を図り、生活排水の適正な処理に努める必要があります。

公共事業の環境問題への対応については、民間事業の手本となるべく、京都議定書や北本市環境基本計画に基づき、省資源や省エネルギーへの対応及び地球温暖化防止への諸対策を推進する必要があります。

東日本大震災による原子力発電所の事故を契機として、改めてその重要性について認識されている太陽光等の再生可能エネルギーのより一層の活用を推進する必要があります。

基本方針

環境基本計画に掲げた環境保全及び創造に関する施策を推進するとともに、長期的な視野に立ち、環境への負荷が少ない、持続的に発展することのできる、調和のとれた循環型社会の構築に努めます。

主要施策

1 環境基本計画の推進

環境基本計画に掲げた各種施策の進捗状況や目標の達成度を確認し、施策を推進します。

***1 グリーン購入**

北本市グリーン購入推進指針（平成16年度市長決議）に基づき、物品やサービスの購入における判断基準、購入目標を定めたもの。

2 地球温暖化対策実行計画の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画により、地球温暖化への負荷低減のため、公用車のEV、HV化、EV急速充電器の設置の取組を行う等、省資源や省エネルギー等の活動を推進するとともに市民への普及啓発に努めます。

3 環境にやさしいまちづくり

(1) 自然環境の保全

高尾宮岡の景観地をはじめ、雑木林、荒川沿い等の自然環境の保全と自然に親しめるまちづくりを推進します。

(2) 大規模プロジェクト（圏央道・上尾道路・高崎線新駅）の実施に対する環境対策

大規模プロジェクトが環境に与える影響について、十分な対策を図るとともに、環境への配慮を優先するよう、国や東日本旅客鉄道株式会社等へ要請します。

(3) 地球環境への配慮

公共事業実施時においては、環境に配慮した材料、工法等を採用するとともに、地球環境への負荷低減のため、省資源や省エネルギー利用の促進や、太陽光等の再生可能エネルギーに対応した設備等の設置を推進します。

4 人にやさしいまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者等が暮らしやすいまちづくりを進めるため、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及、啓発を図るとともに、本市の各福祉計画に沿ったまちづくりを推進します。

(2) 公共施設の整備

高齢者、障がい者等すべての人々が安心、安全に公共施設が利用できるようユニバーサルデザインの視点で整備を行います。

5 生活環境保全の推進

地域の生活環境保全を目的とした環境美化運動の推進や、空き地等の環境の保全及びごみの不法投棄の防止について、自治会等の協力を得て積極的に推進します。

6 ごみの減量化・再資源化の推進

環境への負荷の少ない地域社会を実現するため、関連団体とともに、ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型のごみ処理を推進します。

7 し尿・生活排水処理の推進

浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、市街化調整区域については、合併浄化槽への転換を促進します。

第4節 公園・緑地の整備

現況と課題

平成23年3月末現在、本市には都市公園が90カ所（64.15ha）あり、その他の緑地として、都市緑地法による緑地保全地区1カ所、北本市緑化推進要綱による保護地区2カ所の計3カ所を指定しています。また、同要綱において、幹周り2m以上の樹木の保護を実施しており、現在53本を保護樹木として指定しているほか、市民緑地として2地区を指定しています。

平成16年度には、高尾宮岡の景観地を保全するため、ふるさとのみどりのトラスト基金を設置しました。更に、平成17年度には、同景観地が埼玉県の緑のトラスト保全第8号地に決定しました。

本市は、これらの公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地等、緑の豊かさを活かしたまちづくりに取り組んでいますが、社会経済状況により緑地やオープンスペースは年々減少しつつあり、現在残されている貴重な緑を保全していくことが、環境保全や防災の視点からも、大きな課題となっています。

今後も、緑の基本計画に基づき、公園・緑地の充実に努める必要があります。

基本方針

緑の基本計画に基づき、市民が親しむことのできる都市公園の整備に努めるとともに、生産緑地の保全・活用も含め、市内に残されている貴重な緑の保全に努めます。また、市民が身近に緑を感じふれあうことができるよう、散策路の整備を図るとともに、桜や緑の育成・管理に取り組みます。

主要施策

1 緑の基本計画に基づく公園緑地等の整備

市内に残された緑地を総合的に保全・整備するため、緑の基本計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全、公園・緑地の管理運営等、市民の協力のもとに推進します。

2 都市公園の整備

(1) 北本自然観察公園の整備促進の要請

北本自然観察公園の早期完成を県に要請します。

(2) 水辺の有効活用

荒川の旧河川の保全整備と湧水の保全に努めます。また、北本水辺プラザ公園（仮称）においては、周辺の施設との相乗効果により親しみやすい公園として整備します。

(3) 公園の整備充実

指定管理者による都市公園の管理に加え、都市環境の改善のための公園・緑地の保全・整備・充実に努めます。

3 緑地の保全

(1) 北本中央緑地の整備

市街地に残された貴重な緑である北本中央緑地については、市民と協働して保全に努めるとともに、引き続き整備に努めます。

(2) 高尾宮岡の景観地の整備

埼玉県の緑のトラスト保全第8号地として決定した高尾宮岡の景観地の保全と整備を進めます。

(3) 保護地区・保護樹木、市民緑地の指定

良好な自然環境及び貴重な緑を保全するため保護地区・保護樹木、市民緑地を指定します。

(4) 花いっぱい推進事業の充実

市民参加による緑化事業として花いっぱい推進事業の充実に努めます。

(5) 街路樹・雑木林の維持管理の充実

街路樹や雑木林の管理の充実に図り、緑の適切な保全を推進します。

(6) 緑化・緑地活動への育成・支援

市民による公園・緑地やトラスト保全地の愛護活動やボランティア団体を育成するとともに、市民団体の緑化・緑地活動を支援します。

(7) 緑と花のまちづくり基金の充実

緑化事業を進めるため、基金の充実に努めます。

(8) ふるさとのみどりのトラスト基金の充実

高尾宮岡の景観地の整備を進めるため、基金の充実に努めます。

4 散策路の整備

(1) 荒川・新谷田用水路沿いの散策路の整備

荒川沿いや新谷田用水路沿いを、市民が憩える散策路として整備を図ります。

(2) さくら植樹事業の推進

荒川河川敷や街路等に植栽した桜の適切な維持管理により、桜並木の育成を図ります。

(3) 緑のネットワーク形成

緑のトラスト地や北本水辺プラザ公園（仮称）等を結ぶ緑のネットワーク化を図ります。

5 生産緑地の保全・活用

生産緑地については農地として保全するとともに、公園や緑地、体験農場等としての活用について検討します。

6 桜の育成管理

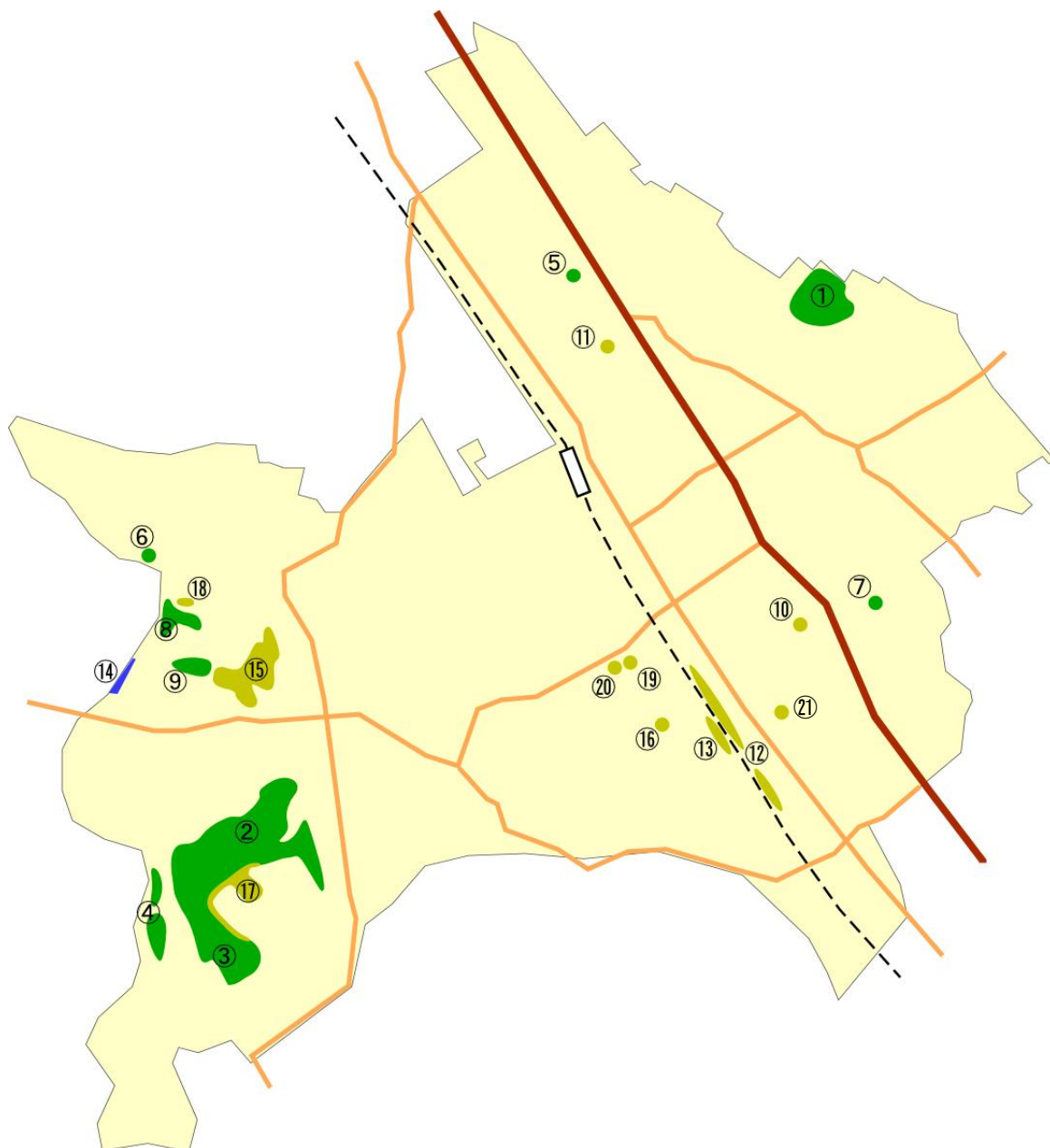
桜の適正な管理に努めるため、管理体制を充実します。

◆公園・その他の緑地

種 別	公園名	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
総合公園	①北本総合公園	10.6	10.60
	②北本自然観察公園	32.9	26.70
近隣公園	③北本市子供公園		2.88
	④天神下公園		3.31
	⑤深井スポーツ広場		1.10
	⑥高尾スポーツ広場		2.15
	⑦中丸スポーツ広場		1.50
	⑧高尾さくら公園		2.43
	⑨野外活動センター		2.71
都市緑地	⑩中丸緑地公園		0.54
	⑪宮内緑地公園		0.65
	⑫北本中央緑地	3.2	2.04
	⑬下原緑地		0.13
街区公園	(78箇所)	0.7	7.41
合 計		47.4	64.15
※⑭北本水辺プラザ公園（仮称）は平成24年5月に暫定開設予定			

名 称	指定面積 (ha)	備 考	指定
⑮高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	5.48	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	県
⑯西後保護地区	1.05	緑化推進要綱	市
⑰石戸緑地保全地区	5.10 (都市計画決定)	都市緑地法	〃
⑱高尾阿弥陀堂保護地区	0.35	緑化推進要綱	〃
⑲市民緑地 (1号)	0.21	緑化推進要綱	〃
⑳市民緑地 (2号)	0.19	緑化推進要綱	〃
㉑市民緑地 (3号)	0.64	緑化推進要綱	〃
生産緑地地区 (117地区)	38.57 (都市計画決定)	生産緑地法	〃

◆公園・その他の緑地位置図



第3章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
駅西口広場の整備	事業中	完成	1
地区計画内の区画道路整備済路線数	6路線	22路線	2
ごみの減量化に伴う排出量の削減 (市民1人あたりの年間排出量)	292kg	262kg	3
北本中央緑地の整備(開設面積)	2.04ha	2.17ha	4